

羽生市の活性化 に向けて

丑久保 恒行議員

・質問 現在川俣地区には大きなパチンコ店が開業しているが、伺うところによると今後更に新郷地区、井泉地区、手子林地区、須影地区と続いてパチンコ店がオープン予定とのことである。

イバス、県道羽生栗橋線等、主要幹線道路沿いの開発について、羽生市の活性化の観点から現状と今後の動向を伺う。
・答弁(企画財政部長) 最近のパチンコ店の相次ぐ出店については、平成十八年五月までの開発手法に「既存宅地確認制度」があったこと

による。これは要件が揃えば、市街化調整区域内の土地利用が可能となる制度であり、この制度の経過措置終了前に駆け込み的に申請が行われたものである。

次に幹線道路沿いの開発についてであるが、議員ご指摘の他市の状況は羽生市と異なり、市街化区域内に様々な商業施設が立地しているというものである。

市街化調整区域を通過している。市街化区域に接した部分は、南部幹線の南六丁目、七丁目、北二丁目、東三・四丁目、藤井上組が第一種住居地域にそれぞれ用途指定してされており、この区間は他市の事例同様、店舗・事務所などが立地している。

都市計画法では市街化調整区域は、原則として用途地域を定めないと規定しており、例えば準工業地域などに用途指定するためには市街化区域

に編入しなければならない。そのためには区画整理事業などによる基盤整備が必要となってくる。ゆえに開発については困難な状況にある。

その他の質問

・(仮)イオン羽生SC周辺の開発

・市空缶等の散乱の防止に関する条例の見直し

改正介護保険法 について

蜂須 直巳議員

・質問 改正介護保険法の成立により、在宅で電動ベッドを利用していただけた対象者のうち、要支援一、二、要介護一の「軽度者」がこの十月から給付対象となる。

助金を出すと報道もあるが、当市としても利用実態を把握し、同様の補助制度を導入できないか。
・答弁(市民福祉部長) 当市における六月現在での軽度の認定者数は六百四十三人であるが、このうち電動ベッドを使用している方は、

要支援一の方が六人、要支援二の方が五人、経過的要介護の方が三人、要介護一の方が四十七人である。

経過措置期間の終了が迫る中、特殊寝台が使用できなくなる方に対しては、社会福祉協議会の無料貸し出しベッドを紹介している。

同協議会の八月末の貸し出し状況は、手動ベッドが七十二台、電動ベッドが八台である。現在、手動ベッド二十二台の在庫があるので、保険給付の対象外となられた方から

の問い合わせには、これをもって対応してまいりたいと考えている。

なお一部の事業者を除き、ほとんどのレンタル事業者は介護給付の対象外となられた方々に対してこれまでと同様介護保険と同額程度で貸し出しを行うとのことである。

以上のように、今後利用者が増えても更なる負担は生じないものと認識しているので、購入費補助制度は利用状況を見極めながら検討していきたい。



その他の質問

・第四次羽生市行政改革大綱について

・都市計画道路見直しの進捗状況について